

【IMF 財政局次長講演会】

## 国際課税における最近の課題

IMF 財政局次長 マイケル・キーン

IMF 財政局アドバイザー 中山 清



はしがき 本稿は、平成27年4月10日に IFA 日本支部と租税研究協会との共催で行われた IMF 財政局次長のマイケル・キーン氏、IMF 財政局アドバイザーの中山清氏による講演をとりまとめたものである。両者の見解にかかる部分は、個人的なもので、必ずしも IMF の見解ではない。当日は、講演後の会場参加者との質疑応答まで、共催セミナー全体の司会進行を IFA 日本支部事務局長の藤井保憲氏（東亜大学通信制大学院教授）が務められた。なお、当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

### 講演 ①

## BEPS, Spillovers, etc. : Current issues in international corporate taxation



IMF 財政局次長 Michael Keen

### 1. はじめに

藤井先生には過分なご紹介を頂きまして、ありがとうございます。また、このような講演が定期的になりつつあるとおっしゃっていただきましたが、そのとおりでして、再びここに来ることができて、大変光栄です。JTA, IFA 日本支部の皆さまとお会いできて大変うれしく思っていますし、これが毎年恒例として続くことを期待しています。

本日のタイトルは国際課税、特に法人税に関してで、時宜になったトピックだと考えています。BEPS やスピルオーバーなど、ある国の税制が他の国にどのような影響を及ぼすかというタイトルどおりの話をする予定です。

表紙の下の方に書いてあります「Spillovers in international corporate taxation」というタイトルで、昨年 IMF でボードペーパー（Board Paper）を出しています。ボードペーパーということは、エグゼクティブボード（理事会：Executive Board）で取り上げて話し合った上で、このような波及、影響についてのペーパーを出したということです。このペーパーの中の幾つかの論点を選んで話したいと思います。よろしければ、ぜひ IMF のサイトでこのペーパー自体をご参照になってください。

まず、この議論に関する背景の話から始めま

す。

BEPS 或いはそれに関連する課題に関して、そもそもこれは本当に大事な点であるのか、肝心な問題であるのかどうかということを十分に自問しているのでしょうか。IMF にとっては、言うまでもなく大事です。私どもはもともとマクロ経済に関する使命を負っているため、IMF としては興味深い問題です。もちろん、タックスロイヤーやエコノミストも興味を持つかもしれませんが、しかし、肝心なところで、例えば国家の歳入もしくは経済成長にとって本当に大事なのかという点について、十分に問い掛けていない気がします。では、果たして大事なのでしょうか。その答えは、イエスです。ただし、皆さんが通常思っておられるほど重要ではないかもしれません。もしくは、重要であるとしても、皆さんが思っておられる理由とは違う理由で大事なのかもしれません。

次に、国際課税の問題について、IMF にとってとりわけ重要な、途上国の観点からの話をします。確かに BEPS は G20、OECD の国々が主導していますが、それ以外でもこの点について対処しなければいけない多くの国があります。途上国の問題について、IMF の調査結果の一部を私から紹介し、後ほど中山の方から追加の話をしたと思います。

その次に、国際的な税のスピルオーバーの話を行います。IMF で調査したレポートを私の方から紹介しまして、ある国の税制が国境を越えて他の国にどのような影響があるか、その影響を定量化して見ようとしています。その影響の度合いを見るだけでなく、その影響の性質も調査をしたいと考えています。タックスヘイブンが理由であるのか、利益シフトが原因であるのか、或いは投資判断の結果こういうスピルオーバーが起こっているのかどうかということです。

次に、国際的な税制の構造の話をしてします。昨年、法人税の話はいたしました、国際という面に必ずしもフォーカスは当たっていません

でしたので、今年はそういう話をします。昨年には十分に皆さんと話す時間がなかったと記憶しています。ぜひ皆さんの方からの見解を教えてください。期待しています。

最後に、IMF の役割です。若干宣伝のようなことになるかもしれませんが、全体像の中でわれわれの位置付けの話をしていきたいと思えます。

## 2. 背景

なぜ国際課税がこのように騒がれているのでしょうか。国際課税に係わる問題は最近始まったわけではありません。租税回避、しかもそれを多国籍企業が非常にアグレッシブに行うということはこの3~4年間ずっとあったことで、今、突然始まったわけではありません。それにも拘らず、なぜ今なのでしょう。なぜ、今このようにホットトピックであるのかということをもっと問い掛けたいと思います。もはや金融危機が原因とは言えないと思います。数カ国、特に私の出身であるイギリス及びアメリカが顕著だと思えますが、世界でよく知られた大規模多国籍企業があまり税金を払っていないのではないかと、一般の人達が怒っているといっているかと思えます。グーグル、スターバックス、アップルは、皆さんご存じのとおりです。そもそも一般の人達が怒っているというのは、理由は関係ないということです。租税回避であろうが、そうではなかったとしても、とにかくフェアではないと一般の人達が怒っているということです。

しかし、公平性や公正であるかどうかということについては、あらためてきちんと話し合う必要があると考えています。当然、政治家も一般の人達の怒りを利用しようとします。ただし、そういう政治家たちも、それがヨーロッパであってもアジアでも、全世界において自分の国の税制に一番競争力があってほしいと思っています。一部の国においては、全く偽善的であると

思っている人も少なくないでしょう。偽善だというのは、一方で Tax avoidance schemes を使っている多国籍企業があると、「それはひどいではないか」と言いつつも、そういうことを可能とする環境を生み出しているのも政府ではないかということです。

今回、日本に到着してから、私は、なぜ日本のような国が BEPS にここまで深く関与しているのかと、個人的に考えています。日本の多国籍企業は、そこまでアグレッシブな租税回避をしているとは思われていないのに、なぜだろうと考えてみました。いろいろ考えてみた結果、個人的な印象としては、やはりアンフェアとか歪んでいるということに起因するのではないのでしょうか。つまり、国内企業と国際的な企業との間で違いがあるのではないかと、国際企業の方が Tax avoidance schemes を使う機会が多いのではないかとということです。或いは、企業同士で見て、フェアではないところ、もしくは歪曲もあるかもしれません。タックスプランニングをアグレッシブに行うところと、そこまでアグレッシブにしないところとの違いもあります。

オックスファム (Oxfam) やアクションエイド (ActionAid) などが目立っていますが、最近強烈に印象に残っているのは、ヨーロッパでいわゆる NGO や市民組織 (CSO) がこの問題に声を上げていることです。キャンペーンを展開しているということで、この問題に焦点が当たっています。本来スライドに入れるべきだったのですが、書かなかったことがあります。フェアであるかどうかという話において、一般的に言って、企業はしかるべき相応の税金を納めるべきであるという概念があると思います。エコノミストにはそれはあまり意味がないということは、皆さんにはおわかりになると思います。

企業というのは、個人と違いまして、最終的に負担するのは個人なので、どの個人が負担するのかという問題です。例えばグーグルを例に

取った場合に、その株主がそれなりの税金を納めているのであれば、グーグルという企業が払っているか、払っていないか、なぜ気に掛ける必要があるのでしょうか。この議論の本当の根底、土台にまで行き着くためには、そもそも法人税は何のためにあるのかということを考えなければなりません。

5番のスライドは簡単に話します。タイトルに、国際システムは壊れていると書きました。皆さんご存じのとおりで説明する必要もないと思いますが、機能していません。現在のシステムというのは、いわゆる独立企業間の原則 (ALP) (arms length principle) ということで、関連がない企業同士であればこの価格に決着したのではないかとという数字を使うということになっています。ここにいらっしゃる皆さまには、それがどういう問題になっているのか、説明の必要はないでしょう。

ただし、あえて一言だけ申し上げれば、このシステムが出来上がったのは1920年代です。主に投資についても先進国間同士であって、グループ内取引はそれほどなく、無形資産も今ほど重要性はなかった時代にできたシステムでした。しかし、世界自体がさまざまな形で変わってしまったので、昔作ったシステムに大きなストレスがかかっています。なぜ BEPS のようなものが起こったのか、このシステムの下ではストレスが強すぎて、多国主義について全てシステムが壊れてしまうだろうという不安感というか恐怖心が理由にあったと考えています。モンゴルが租税条約を破棄したというのは、国際課税システムが壊れつつある兆候です。租税条約に関して、国がこういう動きを取るということは、大変なストレスがかかっていることの現れです。

### 3. BEPS・スピルオーバーをめぐる議論のポイント

BEPS やスピルオーバーの話を考えていくと

きに、問題は3点あると思います。3点は別個の問題ですが、それぞれにつながりがあります。

最初は、租税回避 (Tax avoidance) です。現行のルールにのっとった形で、ある企業がある特定の行動を取ることによって租税債務を減らす、もしくは最小化します。BEPS プロジェクトはまさにこれに対応していますが、それより広範な問題があります。国の間での税の競争です。ある国が税制を考えると、投資判断、租税回避、もしくは利益移転を反映するような形で税制をつくる場合です。この話は昨年もしたので今日はあまり話す予定はありませんが、お気付きかと思いますが、最初の Tax avoidance の問題を仮に解決できたとしても、必ずしも2つ目の税の競争については解決できないかもしれません。或いは、2つ目の問題は悪化する可能性さえあります。

3つ目は、国際的な税制の設計そのものです。Tax avoidance の機会が存在するという、また国家間がこの方面で競争しているということは、結局は ALP に依存している現在のシステムがあるからです。BEPS で対応しようとしています、このシステムが今世紀も存続することができるのかどうか分かりません。そのため、一部の方々が検討している、今のシステムに代わるシステムについて、最後の方で話します。

スライド7番は法人税率と法人税収の動きで、上半分が高所得国、下半分が低所得国のものです。上も下も、税率の方は下がり続けていることがわかります。法人税収の方で、下の方の低所得国については、若干ばらつきはあるものの概ね上がる傾向です。高所得国に関しても、法人税収が上がり続けているという傾向は同じでした。ところが、それは危機までであって、危機のところまで変わっています。

では、これらの問題はそもそも大事なのか、そうではないのか。現実には、本当に法人税の浸食が起こっているのであれば、これはいいことなのではないでしょうか。幾つかの議論を考えてみます

と、もしかしたら良い側面もあるのではないのでしょうか。

まず、アメリカでもまだ聞く議論として、「starve the beast」ということがあります。政府のシステムが大きすぎると、そこで制約をかけなければいけません。税収についても低く抑える必要があります。法人税による税収を高めることに制約をかけるのはいいことだという、アメリカでの議論です。アメリカでは、以前に比べればそれほど聞かえてこないかもしれませんが、今でもある議論です。

しかし、政府の支出に制約をかけるだけであれば、他にももっと効率的な方法があります。例えば財政ルールなどです。直接的に何かを強制するような制約をかけるのではなく、任意で裁量的にする方法をなぜ選ぶのでしょうか。

2つ目の議論は、個人的には割と納得できるような気がしています。法人税というのは歪曲を生じます。投資に関する判断、或いはファイナンスに関する判断、企業の行動に影響を与えてしまうという考え方です。その場合には、租税回避というのはこのような歪曲によって最も苦しみ、最もリスクを負う企業がそれを回避しようとしていて、歪曲を軽減しようとしているという考え方もあります。別の言い方をすれば、企業が租税回避を試みるということは、実効税率を引き下げようとしているのではないのでしょうか。実効限界税率を下げようとしていることは、悪いことではないかもしれません。これらの考え方は、もう少し突き詰めてみるだけの価値があるかもしれません。それに対して、さらに今度は BEPS プロジェクトの成功はどのように測ればよいか、評価すればよいかということがあります。

例えば、BEPS プロジェクトによって限界実効税率を下げる機会を抑える、減らしてしまうことはいいことなのでしょうか。BEPS プロジェクトを批判しているものではなくありません。ただし、そのことで、プロジェクトが成功したかをどう測るのかということには、疑問はありま

す。

これが大事か、そうではないかについては、もう1つの視点があります。投資判断、或いは利益移転に対して税制の影響があるということは豊富な証拠が存在しています。しかし、だからといって、その影響が各国の歳入或いは税収でどれだけの金額、規模になっているのかを評価するのは非常に難しいです。NGO等が概算額を発表していますが、個人的な意見としては、大きい金額については慎重に受け止める必要があると思います。この算定の方法についてはかなり疑問があります。

アメリカの議会予算局（CBO）によりますと、数年前のデータではありますが、この金額についてはおおよそ600億ドルでした。そのときには、大体法人税収の25%に相当する時代でした。この数字を大きいと考えるか、そうではないと考えるかは皆さん次第です。アメリカにしてみれば600億ドルを確かに失ったかもしれませんが、他の国にとってプラスになっているかもしれません。従いまして、プラスマイナスを考えると、世界全体としての損失はここまでは大きくはないでしょう。

#### 4. 途上国にとっての重要性

少し時間を使いまして、この問題が途上国にとっていかに重要であるかの話をします。3つの理由を挙げまして、G20やOECD加盟国や大規模新興国よりも途上国にとってこれらの問題、或いはBEPSが取り上げている問題がいかに重要であるのか、説明します。

まず、途上国の方が、法人税収への依存の度合いが高いことがあります。歳入に占める割合で見ると、高所得国が低く、低所得国が上の位置にあります。Lower middleの国については、確かにアップダウンはありますが、全体として高所得国よりも依存の度合いは高くなっています。ただし、天然資源がない国々については、それは資源があるかないかで違ってき

ます。

途上国ですと、他の財源もほとんどありません。先進国であれば、法人税収が不足していればVATや個人の所得税で何かできるでしょう。しかし、途上国ですと法人税収がなくなった場合には他にどこからお金を持ってくればいいでしょうか。ありません。貿易は自由化したいので、貿易に課税はしたくありません。VATについても、多分限界に近いでしょう。個人に対する所得税は、まだ十分に発達していないというのが途上国の現状です。これが最初の理由です。

私どもの技術支援で把握したことですが、途上国であれば、たった1つの企業の課税案件だけで、法人税収でその1件が占める割合が大きいだけではなく、国家歳入に占める割合が非常に高い場合があります。例えば、天然資源に関して、間接的な資産の移転譲渡で企業にキャピタルゲインが生じたとします。しかし、そのキャピタルゲインが、タックスヘイブンに帰属するような形に会社が仕組みをつくります。途上国であれば、国家予算全体に比べてこの1件の金額が非常に大きくなるものがしばしばあります。

3つめの、なぜ途上国にとってこれがもっと深刻であるかは、後で話します。

#### 5. 国際課税面でのスピルオーバー

税のスピルオーバーには2つのタイプがあります。

1つは、課税ベースのスピルオーバー（base spillover）です。基本的には、他の国で税率が変更になった場合に、自分の国の課税ベースにどのような影響が出るかということです。法人税率に関するスピルオーバーというのは、ある国の税率が変わった場合に自分の国の税率をどう変えていこうと考えるかということです。一番単純な税の競争です。ここでは、base spilloverの話をして、IMFとしてどのよ

うにこれを測定して考えているのかを紹介し  
ます。

実証研究による文献は相当数あります。それ  
によると、実質的な投資判断にも影響が出て  
いることははっきりしていますし、また、特定  
の利益移転にも影響があることもわかっています。  
そうは言いますが、これらの調査研究はほと  
んどがOECD、EUなどの先進国ばかりですし、  
base spilloverについてタイプ毎に区分してい  
ません。

IMFとしては、途上国と先進国を分けて、  
また、タイプ別にも考えてみたいので、実質  
的な投資に対する影響が出ているのか、或いは単  
なる利益移転に対する影響が出ているのか、区  
別を付けることは可能かどうか、理論を少し考  
える必要があります。その理論によると、2つ  
のタイプで分けて考えることは可能です。

例えばアメリカの立場から国外への投資を考  
えているのであれば、税率を考えながら投資先  
として日本やドイツなどの国を真剣に検討しま  
す。もし日本やドイツなど大きい国で税率が  
変わった場合には影響を受けるかもしれませんが、  
例えば小さな島国で税率が変わったとしても、  
アメリカからの投資という意味ではあまり影響  
は受けないでしょう。例えばカリブの小さな島  
国の税率が下がったからといって、大規模にア  
メリカからの投資がカリブの方に移行するこ  
ともあまり想定できません。ということは、実質  
的な投資判断にとって何が重要であるかとい  
えば、その国の税収で大きな割合を占める税  
目の税率がどうなるかです。

しかし、利益移転の話であれば、私がアメリ  
カだとすると、カリブの小さな島国で税率が  
下がった場合は、それは重要性を持つかもしれ  
ません。その場合には、スピルオーバーにと  
って何が大きな影響を及ぼすかといえば、結  
局は利益移転がやりやすい国での税率が  
変わることです。

あまり詳しくこの点の話はしませんが、こ  
ういうことが区別できるかどうか実証的な調  
査を

していきまして、長年にわたる多くの国の  
パネルデータも調査しています。これまでに  
存在している文献に基づいて、各国の課税  
ベースについて、タックスヘイブンと呼ば  
れている国についても、法人税収を標準  
税率で割って、調べています。その話に  
ついては、時間があれば最後にもう少し  
話します。

スライド21の表の中で3カ所網掛けされて  
いるところがあります。各国の課税ベース  
がどういう反応をするかということです。  
まず左上の方（CIT rate  $j$ , weighted GDP）  
の数値はGDPで加重平均した法人税率を  
見ていきまして、実質投資に対する影響  
です。自国以外の国々での法人税率の  
平均を取った場合が真ん中の網掛けの  
ところなんです。3つ目の網掛けが、  
タックスヘイブンの税率を見たとき  
です。もし実質的な投資が重要な影  
響を受けるのであれば、一番左上に  
ある黄色の数字が大きくなるはず  
です。タックスヘイブンが大きな影  
響を及ぼしているのであれば、右下  
の数字が大きくなるはずなんです。  
今の点についていえば、両方とも  
それなりに有意な影響があり、  
数字も近いんです。しかし「\*」  
を見てみると、タックスヘイブ  
ンのところが「\*\*\*」でweighted  
GDPのところは「\*\*」とい  
うことは、統計的にもタックスヘ  
イブンに関する影響の方が、より  
きちんと定義付けできていること  
を意味します。結論を言えば、  
スピルオーバーは非常に大きな影  
響があり、しかも実質的な投資に  
ついては、利益移転についても  
両方とも大きいということです。

しかし、国を所得で分けて考えますと、  
先ほど途上国にとっては非常に重要  
であるといいましたが、これがその  
3つ目の理由です。スピルオーバー  
について、OECD非加盟の低所得  
国で見ると、その数字も大きく  
統計的な有意差もあります。最初  
に言いましたように、こういう  
問題は、先進国だけの問題では  
なく、途上国にとっても同じ  
だけ、もしくはそれ以上に重要  
であるということの理由です。

どう動くようになるでしょうか(ス  
ライド23)。

例えばAという国で税率を10%下げます。そうすると、自国のベースは大幅に広がります。しかし、他の国ではスピルオーバーがあるので、ベースが縮小します。ここに書いてある数字については、こういう影響になるであろうというわれわれの見積もりにも合致していて、絶対的な規模も大きいけれども、統計的にも有意差があります。税率に関するスピルオーバーについて、Aの方で税率を下げると、それに反応してBでも下げます。これが次から次へと連続していきます。ある均衡点に到達するまで、これは順繰りに続きます。

まとめますと、課税ベース或いは税率両方のスピルオーバーについては、非常に有意で大きな影響があります。どちらかといえば、低所得国での影響がより大きくなっています。実際の投資判断を通してでも、或いは利益移転を通してでも、同じだけ影響があります。実質的な投資判断とタックスヘイブン（利益移転）のどちらが大きい理由であるのかという評価は、競馬で馬を走らせて統計的にどちらが勝ちそうかと同じようなことです。それで言えば、タックスヘイブンの方が影響が大きいかと思います。

先ほど言いました、去年のIMFペーパーに詳しく書いてありますが、それでもこの数字の解釈にはさまざまな注意が必要です。

## 6. 新しい税制の新しい枠組み

国際税制の枠組みについて、なぜ考えなければいけないのでしょうか。

我々を取り巻く状況は変わっているので、現状についてはALPではもう対応できないと言っている人たちもいて、そういう議論が今、起こっています。では、どういう代替案が提案されているのでしょうか。例えば、単純に言えば、全世界において繰延なしで居住地に基づいて課税するという案です。現実には多くの国が反対の方に動いていることを考えたとしても、一考に値します。その魅力というのは、利益移転に

余地がなくなるということです。居住国において、所定の税率で全ての所得について即時に納めるのであれば、利益移転ができなくなります。

エコノミストとして何か問題があるかを考えれば、企業の居住地をどう考えるかです。ある企業がイギリスを居住国にしているからといって、イギリスの国民が持っている株式がマイノリティーの持ち分であれば、その企業のレジデンスにどういう意味があるのでしょうか。インバージョンが起きているから、レジデンスというのは固定した変わらないものとは考えられません。実質的な経営 (effective management) というのはどういうもののでしょうか。これだけITが発達してくると、これまで思っていたような概念がだんだん怪しくなっています。

次に、よくCSOなども言っているのが、フォーミュラ・アポーションメント (Formula Apportionment) がいいのではないかという議論です。この方法は、ALPを使うのではなく、多国籍企業のグループ全体の利益について、例えば売り上げ、人員、資産といった活動の割合に応じて定式で配分します。そのメリットは、移転価格の問題が少し減るということです。ある国の中でたくさんの地方があり、法人税率が低い連邦制の国を考えると、一定のフォーミュラ・アポーションメントのような方法は既に多く存在しています。ヨーロッパでも同じような考えが提案されています。

プラスマイナスいろいろありますが、例えば企業グループ内の取引についてALPに基づく価格算定を行う必要性はなくなります。しかし、難点もあります。どういう基準を使うのか、そのウエートをどうするかによって、先進国、途上国、導管として利用されている国 (Conduit countries) 間での税収の配分に大きな影響が出てしまいます。各企業は、自分の利益配分に使われる基準に影響を及ぼすために、M&Aを行うとか、いろいろな操作もできます。税の競争の問題は続きます。或いは、さらに悪化、激化

するかもしれません。或いは、フォーミュラ・アポーションメントについて、多国籍企業の事業を行っている一部の国でしか使わないのであれば、それ以外の国については、結局 ALP が必要です。

スライド29で、皆さんの反応、お考えを聞きたいと思って、「考え」を入れてみました。BEPS その他の場でもいろいろな議論がありますが、実際にその企業のプレゼンスがなければならないなどサブスタンス面でいろいろテスト (Substance tests) を行うというやり方があります。しかし、問題となる税の金額が非常に大きいのであれば、人為的にプレゼンスがあるようにするかもしれません。そうすると、サブスタンスで検証することは、そもそもメリットがあるのでしょうか。実は悪化させているのではないのでしょうか。歪曲をさらに生み出すだけかもしれません。

よりラジカルな代替案が2つあります。1つは、きちんとした名称も付いていないのですが、取りあえず残余フォーミュラ・プロフィット・スプリット (Residual formulary profit split) です。多国籍企業の取引に関し、本当に非関連者との取引であれば、適用されるべきマークアップ (mark up) に基づいた利益がその取引を行った国の課税ベースに含まれます。そうすると、配分していない残余利益が残ります。真の取引に基づいて、ALP できちんとアロケーションができなかった残余の利益を、例えば、売り上げやそれに応じた要素で分配しようとしています。売り上げに基づいたフォーミュラ・アポーションメントではあるけれど、この残余利益分だけがその対象となります。いわゆるみなしマークアップのようなものが存在するので、グループとして損失があるときにも、負債がプラスになるという変なことにもなります。一方で、メリットとしては、現行のシステムとそれほど変わらないというメリットがあります。それから、一部の理論によれば、税の競争がそこまではひどくならないのではないかということも

あります。これは一理あると思うので、さらに皆さんで検討する余地があると思っています。

もう1つ提案されているのが、いわゆる仕向地ベースの法人税です。基本的にはキャッシュ・フローのタックスなので、「収入-費用」です。投資や利息の控除ではなく、とにかくキャッシュ・フローです。ただし、2つ特徴があります。輸出の収入については入れません。輸入についても控除しません。何がいいのでしょうか。例えば value added は何かといえば「賃金+利益」です。ということは、この税は、実質的には、VAT+ [賃金に対する補助] になります。そう考えると、中立的であるというメリットがあって、移転価格の問題がなくなります。輸出入の扱いによって、移転価格での操作ができなくなります。VAT でも税の競争の問題はなく、賃金についてもその問題はありません。そうすると、問題は、これが法人税なのかどうかです。もし本当にこの考えでいいのであれば、VAT を引き上げて給与税を下げればいいのではないのでしょうか。実際そうしている国もあるとも言えます。

フォーミュラ・アポーションメントについては、デメリットもいろいろ言われていますが、あとはこのフォーミュラに基づいたプロフィットスプリットと仕向地ベースの法人税については、これからもう少し深く考えていくことになると思っています。

こういう新規の考え方について、皆さんのお考えをぜひ教えてください。

## 7. IMF の役割

国際税制、BEPS との係わりで、われわれがどういう役割を果たしていこうと考えているかを話しておきたいと思います。

IMF は OECD、世界銀行、国連、さまざまな関連組織と連携しています。技術支援という形では、毎年100近い国々に何らかのアドバイスを提供していき、国際課税に関するもの

も多く提供しています。細かい問題というよりは、幅広い意味での改革或いは方針について助言を提供しています。BEPSのアクションアイテムについて、その中身が確定した場合には、ツールキットの開発についてわれわれもどういう形で関与するか決めていきます。なお、BEPS関連のツールキットについても、われわれの技術支援の大きな部分になってくるかもしれません。分析調査は続けます。去年出したボードペーパーの話をしました。採掘産業に関する国際課税の問題で、間もなく本が出ます。さま

ざまなテクニカルノート、アナリティカルペーパーも出していきます。

ご清聴ありがとうございました。これらの問題は、すぐには解決しないと思っています。BEPSのアクションアイテムの作業は、年内に完了することにはなっていますが、どれだけ実施に時間がかかるのか、或いは税制について、もっと深く考える必要があるでしょう。世界としてどういう方向に進んでいきたいのか、その中で法人税の役割は何であるのか、当面検討すべき問題です。